



ページ	現 行	変 更 後
21	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して_____、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3_____号の安否情報報告書の様式により_____、県に報告する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b> (略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p><b>1 研修</b> (略)</p> <p><b>2 訓練</b></p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第<u>1</u>条に規定する様式第<u>1</u>号及び第<u>2</u>号の安否情報収集____様式により<u>収集し</u>、<u>安否情報システムを用いて</u> _____ 県に報告する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b> (略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p><b>1 研修</b> (略)</p> <p><b>2 訓練</b></p>
23	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を</u>含</p>

ページ	現 行	変 更 後
25	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト_____等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者_への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プラン_____を活用しつつ、災害時要援護者_の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者_支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、<u>避難行動要支援者名簿</u>等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p><b>※【避難行動要支援者名簿について】</b></p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において</u></p>

ページ	現 行	変 更 後
27	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>2 避難実施要領のパターンの作成</b> (略)</p> <p><b>3 救援に関する基本的事項</b> (略)</p> <p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b> (略)</p> <p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、_____</p> <p>_____必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p><b>6 生活関連等施設の把握等</b> (略)</p> <p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (略)</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発 (略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>第2章 市対策本部等の設置等 (略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p>	<p>作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>2 避難実施要領のパターンの作成</b> (略)</p> <p><b>3 救援に関する基本的事項</b> (略)</p> <p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b> (略)</p> <p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供する</u>など県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p><b>6 生活関連等施設の把握等</b> (略)</p> <p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (略)</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発 (略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>第2章 市対策本部等の設置等 (略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p>
35	<p><b>1 国・県の対策本部との連携</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>1 国・県の対策本部との連携</b></p> <p>(1) (略)</p>

ページ	現 行	変 更 後
39	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <hr/> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (略)</p> <p>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (略)</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (略)</p> <p>6 市の行う応援等 (略)</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等 (略)</p> <p>8 住民への協力要請 (略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、</p> <hr/> <p>原則として以下の要領により行う</p> <hr/> <p>。</p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p> <hr/> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (略)</p> <p>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (略)</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (略)</p> <p>6 市の行う応援等 (略)</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等 (略)</p> <p>8 住民への協力要請 (略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等 (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p>

ページ	現 行	変 更 後
41	<p>①・② (略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>3 緊急通報の伝達及び通知</b> (略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p><b>1 避難の指示の通知・伝達</b> (略)</p> <p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>①・② (略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>3 緊急通報の伝達及び通知</b> (略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p><b>1 避難の指示の通知・伝達</b> (略)</p> <p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ (略)</p>

ページ	現 行	変 更 後
42	<p>⑥ <u>要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン_____、災害時 要援護者 支援班の設置）</u></p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>※ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等</u>による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) （略）</p>	<p>⑥ <u>要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行 動要支援者支援班の設置）</u></p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>※ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者_____</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) （略）</p>
43	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>災害時 要援護者</u> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保 険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u> へ の連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする_____</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行 動要支援者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保 険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>へ の連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「<u>避難行動要 支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社</p>

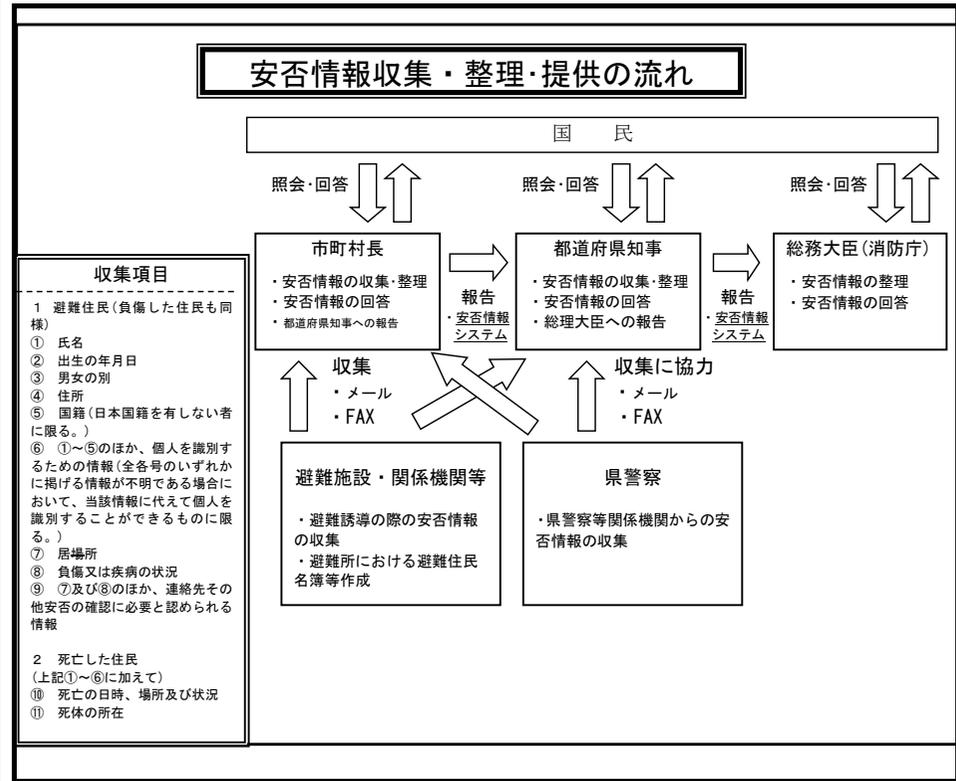
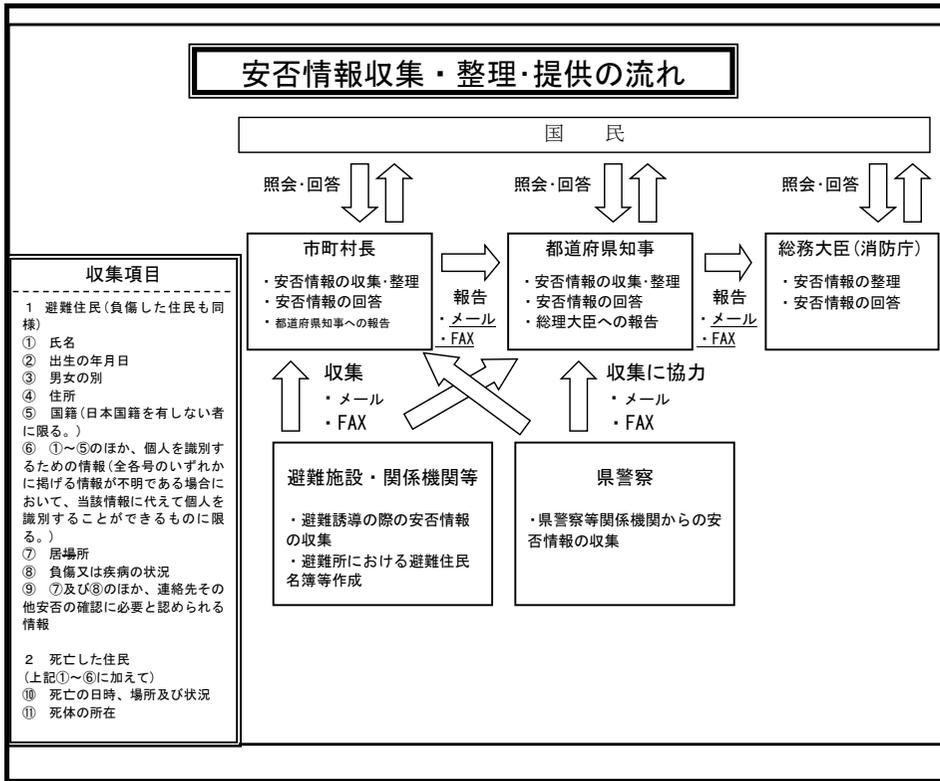
ページ	現 行	変 更 後
45	<p>_____。</p> <p>(7)～(13) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</u>。</p> <p>(7)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 大規模集客施設等における避難</u></p> <p><u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>
46	<div data-bbox="255 708 622 778" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">弾道ミサイル攻撃の場合</div> <p>①・② (略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。<u>このため</u>、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<div data-bbox="1227 708 1594 778" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">弾道ミサイル攻撃の場合</div> <p>①・② (略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、<u>また</u>_____、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>

ページ	現 行	変 更 後
63	<p data-bbox="259 220 790 293">ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (略)</p> <p data-bbox="259 480 553 553">着上陸侵攻の場合 (略)</p> <p data-bbox="259 730 434 767">第5章 救援</p> <p data-bbox="282 775 584 815">1 救援の実施 (略)</p> <p data-bbox="282 823 663 863">2 関係機関との連携 (略)</p> <p data-bbox="282 871 490 911">3 救援の内容</p> <p data-bbox="293 922 528 959">(1) 救援の基準等</p> <p data-bbox="322 970 1171 1198">市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p data-bbox="322 1209 1171 1342">市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p data-bbox="293 1353 434 1390">(2) (略)</p>	<p data-bbox="1227 220 1758 293">ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (略)</p> <p data-bbox="1227 480 1520 553">着上陸侵攻の場合 (略)</p> <p data-bbox="1227 730 1402 767">第5章 救援</p> <p data-bbox="1249 775 1552 815">1 救援の実施 (略)</p> <p data-bbox="1249 823 1630 863">2 関係機関との連携 (略)</p> <p data-bbox="1249 871 1458 911">3 救援の内容</p> <p data-bbox="1261 922 1496 959">(1) 救援の基準等</p> <p data-bbox="1290 970 2139 1198">市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号)。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p data-bbox="1290 1209 2139 1342">市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p data-bbox="1261 1353 1402 1390">(2) (略)</p>

64

第6章 安否情報の収集・提供

第6章 安否情報の収集・提供



65

1 安否情報の収集 (略)

1 安否情報の収集 (略)

2 県に対する報告

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として\_\_\_\_\_、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

ページ	現 行	変 更 後																																										
資料編 1	<p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b> (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処 (略)</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告 (略)</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置 (略)</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理 (略)</p> <p>第4編 復旧等 (略)</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処 (略)</p> <p>資料編</p> <p>資料1 国民保護関係機関一覧</p> <p><b>【指定行政機関】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 807 1173 1442"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 当 部 署</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>大臣官房総務課</td> <td>〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1</td> </tr> <tr> <td>国家公安委員会</td> <td>連絡先は警察庁と同じ</td> <td>〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>警察庁</td> <td>警備局警備企画課</td> <td>〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>防衛省</td> <td>運用企画局事態対処課</td> <td>〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1</td> </tr> <tr> <td>防衛施設庁</td> <td>総務部企画課企画室</td> <td>〒162-8861 東京都新宿区市谷本村町5-1</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>総務企画局政策課</td> <td>〒100-8967 東京都千代田</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 当 部 署	所 在 地	内閣府	大臣官房総務課	〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同じ	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	警察庁	警備局警備企画課	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	防衛省	運用企画局事態対処課	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1	防衛施設庁	総務部企画課企画室	〒162-8861 東京都新宿区市谷本村町5-1	金融庁	総務企画局政策課	〒100-8967 東京都千代田	<p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b> (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処 (略)</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告 (略)</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置 (略)</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理 (略)</p> <p>第4編 復旧等 (略)</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処 (略)</p> <p>資料編</p> <p>資料1 国民保護関係機関一覧</p> <p><b>【指定行政機関】</b></p> <table border="1" data-bbox="1209 807 2141 1442"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 当 部 署</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>大臣官房総務課</td> <td>〒100-8970 東京都千代田区永田町1-6-1</td> </tr> <tr> <td>国家公安委員会</td> <td>連絡先は警察庁と同じ</td> <td>〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>警察庁</td> <td>警備局警備企画課</td> <td>〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>防衛省</td> <td>防衛政策局運用政策課統合幕僚監部参事官付</td> <td>〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>総務企画局政策課</td> <td>〒100-8967 東京都千代田</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 当 部 署	所 在 地	内閣府	大臣官房総務課	〒100-8970 東京都千代田区永田町1-6-1	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同じ	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	警察庁	警備局警備企画課	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚監部参事官付	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1	_____	_____	_____	金融庁	総務企画局政策課	〒100-8967 東京都千代田
	名 称	担 当 部 署	所 在 地																																									
	内閣府	大臣官房総務課	〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1																																									
	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同じ	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2																																									
	警察庁	警備局警備企画課	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2																																									
	防衛省	運用企画局事態対処課	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1																																									
	防衛施設庁	総務部企画課企画室	〒162-8861 東京都新宿区市谷本村町5-1																																									
	金融庁	総務企画局政策課	〒100-8967 東京都千代田																																									
	名 称	担 当 部 署	所 在 地																																									
	内閣府	大臣官房総務課	〒100-8970 東京都千代田区永田町1-6-1																																									
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同じ	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2																																										
警察庁	警備局警備企画課	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2																																										
防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚監部参事官付	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1																																										
_____	_____	_____																																										
金融庁	総務企画局政策課	〒100-8967 東京都千代田																																										

ページ	現 行			変 更 後		
			区霞が関 3-1-1			区霞が関 3-2-1
				消費者庁	総務課	〒100-8958 東京都千代田区永田町 2-11-1
	総務省	大臣官房総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2	総務省	大臣官房総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
	消防庁	国民保護・防災部 防災課 国民保護室	〒105-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2	消防庁	国民保護・防災部 防災課 国民保護室	〒105-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
	法務省	大臣官房秘書課広 報室	〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1	法務省	大臣官房秘書課広 報室	〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
	公安調査庁	総務部総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1	公安調査庁	総務部総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1
	外務省	大臣官房総務課	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1	外務省	大臣官房総務課危 機管理調整室 総合外交政策局人 権人道課	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
	財務省	大臣官房総合政策 課企画官室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1	財務省	大臣官房総合政策 課政策推進室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
	国税庁	長官官房総務課	〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1	国税庁	長官官房総務課	〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
	文部科学省	大臣官房文教施設 企画部 施設企画課防災推 進室	〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1	文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
				スポーツ庁	政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

ページ	現 行			変 更 後		
	文化庁	連絡先は文部科学省と同じ	〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1	文化庁	長官官房政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
	厚生労働省	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2	厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
	農林水産省	総合食料局食料企画課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1	農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
	林野庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1	林野庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1
	水産庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1	水産庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
	経済産業省	大臣官房総務課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	経済産業省	大臣官房総務課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
	資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
	中小企業庁	長官官房参事官室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1	中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1
	原子力安全・保安院	企画調整課	〒100-8986 東京都千代田区霞が関 1-3-1	_____	_____	_____
	国土交通省	_____危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	国土交通省	大臣官房危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
	国土地理院	総務部総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1	国土地理院	総務部総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1
	_____	_____	_____	観光庁	総務課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
	気象庁	総務部総務課	〒100-8122 東京都千代田	気象庁	総務部企画課	〒100-8122 東京都千代田

ページ	現 行			変 更 後		
			区大手町 1-3-4			区大手町 1-3-4
	海上保安庁	総務部国際・危機管理官	〒100-8989 東京都千代田区霞が関 2-1-3	海上保安庁	総務部国際・危機管理官	〒100-8989 東京都千代田区霞が関 2-1-3
	環境省	大臣官房総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-2	環境省	大臣官房総務課危機管理室	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-2
				原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	〒100-0013 港区六本木 1-9-9
2	【指定地方行政機関】			【指定地方行政機関】		
	名 称	担 当 部 署	所 在 地	名 称	担 当 部 署	所 在 地
	関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	東京防衛施設局	総務部総務課	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
	関東総合通信局	総務課	〒100-8795 東京都千代田区丸の内 1-6-1	関東総合通信局	総務部総務課	〒100-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
	関東財務局	総務部総務課	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	関東財務局	総務部総務課	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
		宇都宮財務事務所総務課	〒320-8532 宇都宮市桜 3-1-10		宇都宮財務事務所総務課	〒320-8532 宇都宮市桜 3-1-10
	横浜税関	総務部総務課	〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1	横浜税関	総務部総務課総務第一係	〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1

ページ	現 行			変 更 後		
		宇都宮出張所	〒321-0925 宇都宮市東築瀬町 1-42-3		宇都宮出張所	〒321-0925 宇都宮市東築瀬町 1-42-3
	関東信越厚生局	総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	関東信越厚生局	総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
	栃木労働局	総務課	〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4	栃木労働局	総務課	〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎
		日光労働基準監督署	〒321-1261 日光市今市 305-1		日光労働基準監督署	〒321-1261 日光市今市 305-1
		日光公共職業安定所	〒321-1272 日光市今市本町 32-1		日光公共職業安定所	〒321-1272 日光市今市本町 32-1
	関東農政局	企画調整室	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	関東農政局	企画調整室	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
		栃木農政事務所 農政推進課	〒320-0806 宇都宮市中央 2-1-16		栃木農政事務所 地域第三課	〒329-1311 さくら市氏家 2190-7
	関東森林管理局	企画調整室	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25	関東森林管理局	企画調整課	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25
		日光森林管理署	〒321-1274 日光市土沢 1473-1		日光森林管理署	〒321-1274 日光市土沢 1473-1
	関東経済産業局	総務企画部総務課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	関東経済産業局	総務企画部総務課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号

ページ	現 行			変 更 後		
	関東東北産業保安監督部	管理課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	関東東北産業保安監督部	管理課	館 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 <u>さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階</u>
	関東地方整備局	企画部防災課調整第一係	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	関東地方整備局	企画部防災課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 <u>さいたま新都心合同庁舎 2 号館</u>
渡良瀬川河川事務所		〒326-0822 足利市田中町 661-3	渡良瀬川河川事務所		〒326-0822 足利市田中町 661-3	
日光砂防事務所		〒321-1414 日光市萩垣面 2390	日光砂防事務所		〒321-1414 日光市萩垣面 2390	
鬼怒川ダム統合管理事務所		〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 14-3	鬼怒川ダム統合管理事務所		〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 14-3	
	関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 <u>横浜第 2 合同庁舎</u>
		総務部安全・防災危機管理課 <u>安全第一係長</u>				
	東京航空局	総務部航空保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15	東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 <u>九段第二合同庁舎</u>
東京空港事務所総務課		〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1			東京空港事務所総務課	
	東京航空交通管	総務課	〒359-0042 埼玉県所沢市並	東京航空交通管	総務課	〒359-0042 埼玉県所沢市並

ページ	現 行			変 更 後		
3	制部		木 1-12	制部		木 1-12
	東京管区气象台	総務部総務課	〒100-0004 東京都千代田区 大手町 1-3-4	東京管区气象台	総務部業務課	〒100-0004 東京都千代田区 大手町 1-3-4
		宇都宮地方気象 台防災業務課	〒320-0845 宇都宮市明保野 1-4		宇都宮地方気象 台防災業務課	〒320-0845 宇都宮市明保野 1-4
	関東地方環境事 務所	総務課	〒330-6018 埼玉県さいたま 市中央区新都心 11-2	関東地方環境事 務所	総務課	〒330-6018 埼玉県さいたま 市中央区新都心 11-2 <u>明治安田生命さいたま新都心 ビル 18F</u>
日光自然環境 事務所		〒321-1434 日光市本町 9-5	日光国立公園管 理事務所		〒321-1434 日光市本町 9-5	
	【自衛隊】			【自衛隊】		
3	名 称	担 当 部 署	所 在 地	名 称	担 当 部 署	所 在 地
	陸上自衛隊 東部 方面総監部	総務部	〒178-8501 東京都練馬区 大泉学園町	陸上自衛隊 東部 方面総監部	防衛部	〒178-8501 東京都練馬区 大泉学園町
	陸上自衛隊 第1 2特科隊	第3科	〒321-0145 宇都宮市茂原 1-5-45	陸上自衛隊 第1 2特科隊	第3科	〒321-0145 宇都宮市茂原 1-5-45
	海上自衛隊 横須 賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	〒238-0046 神奈川県横須 賀市西逸見町1丁目無番地	海上自衛隊 横須 賀地方総監部	防衛部	〒238-0046 神奈川県横須 賀市西逸見町1丁目無番地
	航空自衛隊 中部 航空方面隊	司令部防衛部防衛 課	〒350-1394 埼玉県狭山市 稻荷山 2-3	航空自衛隊 中部 航空方面隊	司令官防衛部	〒350-1394 埼玉県狭山市 稻荷山 2-3
	自衛隊 栃木地方 協力本部	本部	〒320-0043 宇都宮市桜 5- 1-13			
	【県本部（本庁）】			【県本部（本庁）】		
	名 称	幹 事 課 等	所 在 地	名 称	幹 事 課 等	所 在 地

ページ	現 行			変 更 後		
3	県 国民保護対策本部事務局	県民生活部 <u>消防防</u> <u>災課</u>	〒320-8501 宇都宮市 <u>塙田</u> 1-1-20	県 国民保護対策本部事務局	県民生活部 <u>危機管</u> <u>理課</u>	〒320-8501 宇都宮市 <u>塙田</u> 1-1-20
	経営管理部	財政課	〃	総合政策部	総合政策課	〃
	総合政策部	総合政策課	〃	経営管理部	財政課	〃
	県民生活部	県民文化課	〃	県民生活部	県民文化課	〃
	環境森林部	環境森林政策課	〃	環境森林部	環境森林政策課	〃
	保健福祉部	保健福祉課	〃	保健福祉部	保健福祉課	〃
	商工労働観光部	産業政策課	〃	商工労働観光部	産業政策課	〃
	農政部	農政課	〃	農政部	農政課	〃
	県土整備部	監理課	〃	県土整備部	監理課	〃
	会計局	管理課	〃	会計局	会計管理課	〃
	企業局	経営企画課	〒320-0033 宇都宮市 <u>本町</u> 12-11	企業局	経営企画課	〒320-0031 宇都宮市 <u>戸祭</u> <u>元町</u> 1-25
	議会事務局	総務課	〒320-8501 宇都宮市 <u>塙田</u> 1-1-20	議会事務局	総務課	〒320-8501 宇都宮市 <u>塙田</u> 1-1-20
	人事委員会事務局	総務課	〃	人事委員会事務局	総務課	〃
	監査委員事務局	監査課	〃	監査委員事務局	監査課	〃
	労働委員会事務局	審査調整課	〃	労働委員会事務局	審査調整課	〃
教育委員会事務局	総務課	〃	教育委員会事務局	総務課	〃	
警察本部	警備部警備第二課	〒320-8510 宇都宮市 <u>塙田</u> 1-1-20	警察本部	警備部警備第二課	〒320-8501 宇都宮市 <u>塙田</u> 1-1-20	
【県支部（出先機関）】			【県支部（出先機関）】			
名 称	設 置 場 所	所 在 地	名 称	設 置 場 所	所 在 地	

ページ	現 行			変 更 後		
	河内支部	宇都宮県税事務所内	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2	河内支部	宇都宮県税事務所内	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2
	上都賀支部	鹿沼県税事務所内	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	上都賀支部	鹿沼県税事務所内	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1
	芳賀支部	真岡県税事務所内	〒321-4398 真岡市荒町 5197	芳賀支部	真岡県税事務所内	〒321-4398 真岡市荒町 116-1
	下都賀支部	栃木県税事務所内	〒328-8504 栃木市神田町 6-6	下都賀支部	栃木県税事務所内	〒328-8504 栃木市神田町 6-6
	塩谷支部	矢板県税事務所内	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22	塩谷支部	矢板県税事務所内	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22
	那須支部	大田原県税事務所内	〒324-8551 大田原市中央 1-9-9	那須支部	大田原県税事務所内	〒324-8551 大田原市中央 1-9-9
	南那須支部	烏山健康福祉センター内	〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92	南那須支部	烏山健康福祉センター内	〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92
	佐野支部	佐野県税事務所内	〒327-8503 佐野市掘米町 607	安足支部	安足県税事務所内	〒327-8503 佐野市掘米町 607
	足利支部	足利県税事務所内	〒326-8555 足利市伊勢町 4-19	_____	_____	_____
	日光今市支部	今市健康福祉センター内	〒321-1263 日光市瀬川 51-8	_____	_____	_____
4	【市町】			【市町】		
	名 称	担 当 部 署	所 在 地	名 称	担 当 部 署	所 在 地
	宇都宮市	危機管理課	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5	宇都宮市	危機管理課	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5
	足利市	危機管理課	〒326-8601 足利市本城 3-2145	足利市	危機管理課	〒326-8601 足利市本城 3-2145

ページ	現 行			変 更 後		
	栃木市	危機管理課	〒328-8686 栃木市入舟町 7-26	栃木市	危機管理課	〒328-8686 栃木市入舟町 7-26
	佐野市	危機管理課	〒327-8501 佐野市高砂町 1	佐野市	危機管理課	〒327-8501 佐野市高砂町 1
	鹿沼市	防災対策室	〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1	鹿沼市	危機管理課	〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1
	小山市	防災対策課	〒323-8686 小山市中央町 1-1-1	小山市	危機管理課	〒323-8686 小山市神鳥谷 1700-2
	真岡市	安全安心課	〒321-4395 真岡市荒町 5191	真岡市	市民生活課	〒321-4395 真岡市荒町 5191
	大田原市	危機管理課	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1	大田原市	危機管理課	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1
	矢板市	くらし安全環境課	〒329-2192 矢板市本町 5- 4	矢板市	くらし安全環境課	〒329-2192 矢板市本町 5- 4
	那須塩原市	総務課	〒325-8501 那須塩原市共 墾社 108-2	那須塩原市	総務課	〒325-8501 那須塩原市共 墾社 108-2
	さくら市	総務課	〒329-1392 さくら市氏家 2771	さくら市	総務課	〒329-1392 さくら市氏家 2771
	那須烏山市	総務課	〒321-0692 那須烏山市中 央 1-1-1	那須烏山市	総務課	〒321-0692 那須烏山市中 央 1-1-1
	下野市	安全安心課	〒321-0492 下野市小金井 1127	下野市	安全安心課	〒321-0492 下野市小金井 1127
	上三川町	総務課	〒329-0696 上三川町しら さぎ 1-1	上三川町	総務課	〒329-0696 上三川町しら さぎ 1-1
	益子町	総務課	〒321-4293 益子町益子 2030	益子町	総務課	〒321-4293 益子町益子 2030

ページ	現 行			変 更 後		
	茂木町	総務課	〒 321-3598 茂木町茂木 155	茂木町	総務課	〒 321-3598 茂木町茂木 155
	市貝町	総務課	〒 321-3493 市貝町市塙 1280	市貝町	総務課	〒 321-3493 市貝町市塙 1280
	芳賀町	総務課	〒 321-3392 芳賀町祖母井 1020	芳賀町	総務課	〒 321-3392 芳賀町祖母井 1020
	壬生町	総務課	〒 321-0292 壬生町通町 12-22	壬生町	総務課	〒 321-0292 壬生町通町 12-22
	野木町	総務課	〒 329-0195 野木町丸林 571	野木町	総務課	〒 329-0195 野木町丸林 571
	塩谷町	総務課	〒 329-2292 塩谷町玉生 741	塩谷町	総務課	〒 329-2292 塩谷町玉生 741
	高根沢町	地域安全課	〒 329-1292 高根沢町石末 2053	高根沢町	地域安全課	〒 329-1292 高根沢町石末 2053
	那須町	総務課	〒 329-3292 那須町寺子丙 3-13	那須町	総務課	〒 329-3292 那須町寺子丙 3-13
	那珂川町	総務課	〒 324-0692 那珂川町馬頭 409	那珂川町	総務課	〒 324-0692 那珂川町馬頭 409
4	<b>【消防本部】</b>			<b>【消防本部】</b>		
	名 称	担 当 部 署	所 在 地	名 称	担 当 部 署	所 在 地
	宇都宮市	総務課	〒 320-0014 宇都宮市大曾 2-2-21	宇都宮市	総務課	〒 320-0014 宇都宮市大曾 2-2-21
	足利市	総務課	〒 326-0807 足利市大正町 863	足利市	総務課	〒 326-0807 足利市大正町 863
栃木市	消防総務課	〒 328-0012 栃木市平柳町 1-34-5	栃木市	消防総務課	〒 328-0012 栃木市平柳町 1-34-5	

ページ	現 行			変 更 後		
	佐野市	総務課	〒327-0844 佐野市富岡町 1391	佐野市	総務課	〒327-0844 佐野市富岡町 1391
	鹿沼市	総務課	〒322-0045 鹿沼市上殿町 520-1	鹿沼市	総務課	〒322-0045 鹿沼市上殿町 520-1
	小山市	総務課	〒323-0827 小山市神鳥谷 934	小山市	総務課	〒323-0827 小山市神鳥谷 934
	石橋地区消防組 合	警防課	〒329-0512 下野市下石橋 246-1	石橋地区消防組 合	警防課	〒329-0512 下野市下石橋 246-1
	那須地区消防組 合	総務課	〒324-0062 大田原市中田 原 868-12	那須地区消防組 合	総務課	〒324-0062 大田原市中田 原 868-12
	芳賀地区広域行 政事務組合	総務課	〒321-4305 真岡市荒町 107-1	芳賀地区広域行 政事務組合	総務課	〒321-4305 真岡市荒町 107-1
	南那須地区広域 行政事務組合	警防課	〒321-0621 那須烏山市中 央 1-16-9	南那須地区広域 行政事務組合	警防課	〒321-0621 那須烏山市中 央 1-16-9
	塩谷広域行政組 合	警防課	〒329-2162 矢板市末広町 14-31	塩谷広域行政組 合	警防課	〒329-2145 矢板市富田 94-1
5	【関係指定公共機関】			【関係指定公共機関】		
	名 称	担 当 部 署	所 在 地	名 称	担 当 部 署	所 在 地
	日本放送協会	報道局気象・災害 センター	〒150-8001 東京都渋谷区 神南 2-2-1	日本放送協会	_____災害・ 気象センター	〒150-8001 東京都渋谷区 神南 2-2-1
		_____	_____		宇都宮放送局編成 企画	〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-2
	(株)テレビ朝日	報道企画部	〒106-8001 東京都港区六 本木 6-9-1	(株)テレビ朝日	コメンテーター室	〒106-8001 東京都港区六 本木 6-9-1
	(株)テレビ東京	報道局_____	〒105-8012 東京都港区虎 ノ門 4-3-12	(株)テレビ東京	報道局総務部	〒105-8012 東京都港区虎 ノ門 4-3-12

ページ	現 行			変 更 後		
	(株)東京放送	総務部	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6	(株)TBSテレビ	総務部	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6
	(株)フジテレビジョン	報道局社会部	〒137-8088 東京都港区台場 2-4-8	(株)フジテレビジョン	報道局_____	〒137-8088 東京都港区台場 2-4-8
	日本テレビ放送網(株)	報道局ニュース制作部	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1	日本テレビ放送網(株)	総務局	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1
	(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アド・コミュニケーションズ	経営企画室	〒107-8001 東京都港区赤坂 5-3-6	(株)TBSラジオ	総務局	〒107-8001 東京都港区赤坂 5-3-6
	(株)日経ラジオ社	編成センター	〒107-8373 東京都港区赤坂 1-9-15	(株)日経ラジオ社	クロスメディア編成部	〒107-8373 東京都港区虎ノ門 1-2-8
	(株)ニッポン放送	編成局報道部	〒100-8439 東京都千代田区有楽町 1-9-3	(株)ニッポン放送	編成局報道部	〒100-8439 東京都千代田区有楽町 1-9-3
	(株)文化放送	編成局報道制作部	〒105-8002 東京都港区浜松町 1-31	(株)文化放送	放送事業局報道スポーツセンター部	〒105-8002 東京都港区浜松町 1-31
	東日本旅客鉄道(株)	総務部危機管理室	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2	東日本旅客鉄道(株)	総務部危機管理室	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2
		大宮支社宇都宮地区センター	〒320-0808 宇都宮市川向 1-48			大宮支社宇都宮地区センター
	日本貨物鉄道(株)	総務部総務グループ	〒323-0022 東京都千代田区飯田橋 3-13-1	日本貨物鉄道(株)	総務部_____	〒323-0022 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8
	東武鉄道(株)	鉄道事業本部安全推進部	〒131-8522 東京都墨田区押上 1-1-2	東武鉄道(株)	鉄道事業本部安全推進部	〒131-8522 東京都墨田区押上 2-18-12
	ジェイアールバス関東(株)	総務部	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2	ジェイアールバス関東(株)	総務部	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2
	佐川急便(株)	労務運行管理部	〒601-8104 京都府京都市	佐川急便(株)	CSR推進部	〒601-8104 京都府京都市

ページ	現 行			変 更 後		
			南区上鳥羽角田町 68			南区上鳥羽角田町 68
	西濃運輸(株)	<u>営業企画管理室</u>	〒503-8501 岐阜県大垣市 田口町 1	西濃運輸(株)	<u>総務部</u>	〒503-8501 岐阜県大垣市 田口町 1
	日本通運(株)	<u>作業管理部広域自 動車輸送専任</u>	〒107-8322 東京都港区東 新橋 1-9-3	日本通運(株)	<u>業務部</u>	〒107-8322 東京都港区東 新橋 1-9-3
		宇都宮支店 (総務)	〒321-0964 宇都宮市駅前 通り 1-2-5		宇都宮支店 (総務)	〒321-0964 宇都宮市駅前 通り 1-2-5
	福山通運(株)	<u>社長室 CSR 推進室</u>	〒107-8373 東京都江東区 越中島 3-6-15	福山通運(株)	<u>業務部 (東京)</u>	〒107-8373 東京都江東区 越中島 3-6-15
	ヤマト運輸(株)	<u>社会貢献部</u>	〒104-8125 東京都中央区 銀座 2-16-10	ヤマト運輸(株)	<u>C S R 推進部</u>	〒104-8125 東京都中央区 銀座 2-16-10
	東日本電信電話 (株)	<u>ネットワーク事業推進 部サービス運営部災 害対策室</u>	〒163-8019 東京都新宿区 西新宿 3-19-2	東日本電信電話 (株)	<u>ネットワーク事業推進本 部サービス運営部災 害対策室</u>	〒163-8019 東京都新宿区 西新宿 3-19-2
		栃木支店災害対策 室	〒321-0905 宇都宮市平出 工業団地 48-2		栃木支店災害対策 室	〒321-0905 宇都宮市平出 工業団地 48-2
	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株)	<u>ネットワーク事業部 統 合ネットワーク部 ネットワ ークSE 部門 ネットワーク SE 担当 (危機管理)</u>	〒100-8019 東京都千代田 区内幸町 2-1-1	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株)	<u>カスタマサービス 部危機管理室</u>	〒100-0004 東京都千代田 区大手町 2-3-5 大手町ビル本館 6 階
	KDDI(株)	<u>運用本部運用 管理部 統括グ ループ</u>	〒163-8003 東京都新宿区 西新宿 2-3-2	KDDI(株)	<u>運用本部運用品質 管理部運用統括グ ループ</u>	〒163-8003 東京都新宿区 西新宿 2-3-2 <u>KDDI ビル</u>
		北関東総支社 管 理部	〒330-0854 埼玉県さいた ま市大宮区桜木町		北関東総支社 管 理部	〒330-0854 埼玉県さいた ま市大宮区桜木町
				ソフトバンク(株)	<u>総務本部</u>	〒105-7303 東京都港区東

ページ	現 行			変 更 後		
					コーポレートセキュリティ部	新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
	(株)エヌ・ティ・ティ・コム	災害対策室	〒100-6150 東京都千代田区永田町 2-11-1	(株)NTTコム	サービス運営部災害対策室	〒100-6150 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F
	東京電力	総務部 防災グループ	〒100-8560 東京都千代田区内幸町 1-1-3	東京電力ホールディングス(株)	総務・法務室 防災グループ	〒100-8560 東京都千代田区内幸町 1-1-3
	(株)	栃木支店 総務部 総務グループ	〒320-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16	(株)	栃木支店 総務部 総務グループ	〒320-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16
	東京瓦斯(株)	総務部 総務グループ	〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20	東京瓦斯(株)	総務部 総務グループ	〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20
		宇都宮支社 総務グループ	〒321-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16	(株)	宇都宮支社 総務グループ	〒321-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16
	日本郵政(株)	本社 CSR 室	〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2	日本郵便(株)	総務部 リスク管理 統括・危機管理・震災復興対策室	〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2
		郵便事業(株)今市支店 総務課	〒321-1299 日光市今市 319	(株)	郵便事業(株)今市支店 総務課	〒321-1299 日光市今市 319
	(独)水資源機構	総務部 総務課	〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	(独)水資源機構	総務部 総務課	〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
	(独)国立病院機構	本部 総務部 総務課	〒152-8621 東京都目黒区東が丘 2-5-21	(独)国立病院機構	本部 総務部 総務課	〒152-8621 東京都目黒区東が丘 2-5-21
	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3

ページ	現 行			変 更 後		
		栃木県支部事業推進課	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6		栃木県支部事業推進課	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
	東日本高速道路(株)	管理事業__部__事業統括チーム課	〒100-8979 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2	東日本高速道路(株)	管理事業本部管理事業統括_____	〒100-8979 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2
6	【指定地方公共機関】			【指定地方公共機関】		
	名 称	担 当 部 署	所 在 地	名 称	担 当 部 署	所 在 地
	足利ガス(株)	総務部	〒326-0053 足利市伊勢町4-6	足利ガス(株)	営業部工務課	〒326-0053 足利市伊勢町4-6
	栃木ガス(株)	技術保安課	〒328-0033 栃木市城内町2-2-23	栃木ガス(株)	技術保安課	〒328-0033 栃木市城内町2-2-23
	佐野ガス(株)	総務部	〒327-0845 佐野市久保町243	佐野瓦斯(株)	—	〒327-0845 佐野市久保町243
	北日本ガス(株)	製造供給課	〒323-0027 小山市花垣町2-11-22	北日本ガス(株)	__供給部	〒323-0027 小山市花垣町2-11-22
	鬼怒川ガス(株)	—	〒321-2526 日光市鬼怒川温泉滝7	鬼怒川ガス(株)	—	〒321-2526 日光市鬼怒川温泉滝7
	(社)栃木県エルピーガス協会	—	〒320-0941 宇都宮市東今泉2-1-21	(社)栃木県エルピーガス協会	—	〒320-0941 宇都宮市東今泉2-1-21
	東野交通(株)	総務部	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 19-8	東野交通(株)	総務部	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 19-8
	関東自動車(株)	総務部	〒321-0964 宇都宮市駅前通り 3-2-5	関東自動車(株)	総務部	〒321-0964 宇都宮市築瀬4-25-5
	(社)栃木県バス協会	業務部	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12	(社)栃木県バス協会	業務部	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12
	(社)栃木県タクシー協会	—	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12	(社)栃木県タクシー協会	—	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12

ページ	現 行			変 更 後			
	(社)栃木県トラック協会	総務課	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-12	(社)栃木県トラック協会	総務部	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-12	
	わたらせ渓谷鐵道(株)	総務部総務課	〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1603-1	わたらせ渓谷鐵道(株)	安全室	〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1603-1	
	真岡鐵道(株)	総務部総務課	〒321-4306 真岡市台町2474-1	真岡鐵道(株)	総務部総務課	〒321-4306 真岡市台町2474-1	
	野岩鐵道(株)	総務部総務課	〒321-2521 日光市藤原字戸中326-3	野岩鐵道(株)	総務部総務課	〒321-2521 日光市藤原字戸中326-3	
	(社)栃木県医師会	総務課	〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	(社)栃木県医師会	総務課	〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	
	(社)栃木県看護協会	—	〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	(社)栃木県看護協会	—	〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	
	(株)とちぎテレビ	報道制作局報道部	〒320-8531 宇都宮市昭和2-2-2	(株)とちぎテレビ	総務部	〒320-8531 宇都宮市昭和2-2-2	
	(株)栃木放送	総務局総務部	〒320-8601 宇都宮市本町12-11	(株)栃木放送	総務局総務部	〒320-8601 宇都宮市本町12-11	
	(株)エフエム栃木	放送部放送課	〒320-8550 宇都宮市一条3-1-19	(株)エフエム栃木	総務部放送課	〒320-0806 宇都宮市中央1-2-1	
	栃木県土地改良事業団体連合会	総務部総務課	〒321-0901 宇都宮市平出町1260	栃木県土地改良事業団体連合会	総務部総務課	〒321-0901 宇都宮市平出町1260	
	栃木県道路公社	総務部総務課	〒321-2345 日光市木和田島2096-1	栃木県道路公社	総務部総務課	〒321-2345 日光市木和田島2096-1	
24	資料2～資料4 略 資料5 指定避難施設一覧(平成28年4月1日:栃木県指定)			資料2～資料4 略 資料5 指定避難施設一覧(平成30年4月1日:栃木県指定)			
名称		所在地		名称		所在地	
日光市立今市小学校		今市531番地		日光市立今市小学校		今市531番地	

ページ	現 行		変 更 後	
	日光市立今市第二小学校	瀬尾 227 番地	日光市立今市第二小学校	瀬尾 227 番地
	日光市立今市第三小学校	今市本町 18 番地 1	日光市立今市第三小学校	今市本町 18 番地 1
	日光市立南原小学校	土沢 460 番地	日光市立南原小学校	土沢 460 番地
	日光市立落合東小学校	文挾町 106 番地	日光市立落合東小学校	文挾町 106 番地
	日光市立落合西小学校	長畑 522 番地 2	日光市立落合西小学校	長畑 522 番地 2
	日光市立大桑小学校	大桑町 179 番地	日光市立大桑小学校	大桑町 179 番地
	日光市立轟小学校	轟 53 番地	日光市立轟小学校	轟 53 番地
	日光市立小百小学校	小百 531 番地	日光市立小百小学校	小百 531 番地
	日光市立大沢小学校	大沢町 97 番地	日光市立大沢小学校	大沢町 97 番地
	日光市立大室小学校	大室 356 番地	日光市立大室小学校	大室 356 番地
	日光市立猪倉小学校	猪倉 3314 番地	日光市立猪倉小学校	猪倉 3314 番地
	日光市立小林小学校	小林 2708 番地	日光市立小林小学校	小林 2708 番地
	日光市立今市中学校	今市 1659 番地	日光市立今市中学校	今市 1659 番地
	日光市立東原中学校	平ヶ崎 775 番地 1	日光市立東原中学校	平ヶ崎 775 番地 1
	日光市立落合中学校	小代 310 番地	日光市立落合中学校	小代 310 番地
	日光市立豊岡中学校	芹沼 1958 番地	日光市立豊岡中学校	芹沼 1958 番地
	日光市立大沢中学校	大沢町 97 番地	日光市立大沢中学校	大沢町 97 番地
	日光市立小林中学校	小林 2384 番地	日光市立小林中学校	小林 2384 番地
	日光市今市保健福祉センター	平ヶ崎 109 番地	日光市今市保健福祉センター	平ヶ崎 109 番地
	日光市今市文化会館	平ヶ崎 160 番地	日光市今市文化会館	平ヶ崎 160 番地
	日光市南原コミュニティセンター	土沢 2086 番地	日光市南原コミュニティセンター	土沢 2086 番地
	日光市丸山公園	瀬尾 1640 番地 22	日光市丸山公園	瀬尾 1640 番地 22
	日光市今市運動公園体育センター	今市 1659 番地 131	日光市今市運動公園体育センター	今市 1659 番地 131
	日光市落合運動公園	明神 1052 番地	日光市落合運動公園	明神 1052 番地
	栃木県立今市高等学校	千本木 432 番地	栃木県立今市高等学校	千本木 432 番地
	栃木県立今市工業高等学校	荊沢 615 番地	栃木県立今市工業高等学校	荊沢 615 番地

ページ	現 行		変 更 後	
			日光街道ニコニコ本陣	今市 719 番地 1
	日光市立中宮祠小中学校	中宮祠 2478 番地	日光市立中宮祠小中学校	中宮祠 2478 番地
	日光市とちぎ日光材細尾モデルセンター	細尾町 428 番地 1	日光市とちぎ日光材細尾モデルセンター	細尾町 428 番地 1
	日光市立清滝小学校	清滝二丁目 10 番 1 号	日光市立清滝小学校	清滝二丁目 10 番 1 号
	日光市立清滝保育園	清滝二丁目 9 番 37 号		
	日光市女性サポートセンター	清滝桜ヶ丘町 210 番地 7	日光市女性サポートセンター	清滝桜ヶ丘町 210 番地 7
	日光市立安良沢小学校	久次良町 1777 番地	日光市立安良沢小学校	久次良町 1777 番地
	栃木県立日光明峰高等学校	久次良町 104 番地	栃木県立日光明峰高等学校	久次良町 104 番地
	日光市立日光中学校	久次良町 2096 番地 1	日光市立日光中学校	久次良町 2096 番地 1
	日光市日光福祉保健センター	花石町 1942 番地 1	日光市日光福祉保健センター	花石町 1942 番地 1
	日光市日光総合会館	安川町 2 番 47 号	日光市日光総合会館	安川町 2 番 47 号
	日光市立所野小学校	所野 820 番地	日光市立所野小学校	所野 820 番地
	日光市所野コミュニティセンター	所野 2832 番地 2	日光市所野コミュニティセンター	所野 2832 番地 2
	日光市立所野保育園	所野 689 番地 8	日光市立所野保育園	所野 689 番地 8
	日光霧降スケートセンター	所野 2854 番地先	日光霧降スケートセンター	所野 2854 番地先
	木彫りの里工芸センター	所野 2848 番地	木彫りの里工芸センター	所野 2848 番地
	日光市立日光保育園	御幸町 6 番地 1	日光市立日光保育園	御幸町 6 番地 1
	日光市日光体育館	相生町 15 番地	日光市日光体育館	相生町 15 番地
	日光市立野口小学校	野口 900 番地	日光市立野口小学校	野口 900 番地
	日光市立小来川小中学校	中小来川 2817 番地	日光市立小来川小中学校	中小来川 2817 番地
	日光市立小来川保育園	中小来川 2612 番地 2	日光市立小来川保育園	中小来川 2612 番地 2
	日光市立三依保育園	中三依 321 番地	日光市立三依保育園	中三依 321 番地
	日光市たんぼぼ広場	藤原 1228 番地	日光市たんぼぼ広場	藤原 1228 番地
	日光市立鬼怒川小学校	藤原 19 番地	日光市立鬼怒川小学校	藤原 19 番地
	日光市藤原保健センター	藤原 19 番地		

ページ	現 行		変 更 後	
	日光市立藤原中学校	鬼怒川温泉大原 790 番地	日光市立藤原中学校	鬼怒川温泉大原 790 番地
	日光市立藤原保育園	藤原 419 番地		
	日光市立鬼怒川保育園	鬼怒川温泉大原 988 番地 2		
	日光市立下原小学校	鬼怒川温泉大原 2 番地	日光市立下原小学校	鬼怒川温泉大原 2 番地
	日光市立下原保育園	日光市鬼怒川温泉大原 2 番地	日光市立下原保育園	日光市鬼怒川温泉大原 2 番地
	日光市藤原総合文化会館	鬼怒川温泉大原 1404 番地 1	日光市藤原総合文化会館	鬼怒川温泉大原 1404 番地 1
	日光市立鬼怒川児童館	藤原 19 番地		
	日光市立下原児童館	鬼怒川温泉大原 2 番地 24	日光市立下原児童館	鬼怒川温泉大原 2 番地 24
	鬼怒川地区コミュニティセンター	鬼怒川温泉滝 563 番地 1	鬼怒川地区コミュニティセンター	鬼怒川温泉滝 563 番地 1
	赤倉集会所	足尾町赤倉 8 番 8 号	赤倉集会所	足尾町赤倉 8 番 8 号
	日光市立足尾中学校	足尾町向原 7 番地 1	日光市立足尾中学校	足尾町向原 7 番地 1
	日光市立足尾小学校	足尾町赤沢 6 番 2 号	日光市立足尾小学校	足尾町赤沢 6 番 2 号
	日光市足尾市民センター	足尾町通洞 9 番 1 号	日光市足尾市民センター	足尾町通洞 9 番 1 号
	南橋集会所	足尾町南橋 2 番地 6	南橋集会所	足尾町南橋 2 番地 6
	掛水集会所	足尾町掛水 4 番地 18	掛水集会所	足尾町掛水 4 番地 18
	原集会所	足尾町 3066 番地 1	原集会所	足尾町 3066 番地 1
	唐風呂集会所	足尾町 3435 番地 1	唐風呂集会所	足尾町 3435 番地 1
	餅が瀬集会所	足尾町 3792 番地 2	餅が瀬集会所	足尾町 3792 番地 2
	遠下林業活動センター(遠下集会所)	足尾町遠下 5 番地 12	遠下林業活動センター(遠下集会所)	足尾町遠下 5 番地 12
	皇海荘 しらかば苑	足尾町 1782 番地 1	皇海荘 しらかば苑	足尾町 1782 番地 1
	皇海荘すかい寮	足尾町 4413 番地 1	皇海荘すかい寮	足尾町 4413 番地 1
	日光市立栗山中学校	日向 1456 番地	日光市立栗山中学校	日向 1456 番地
	日光市川俣公民館	川俣 805 番地	日光市川俣公民館	川俣 805 番地
	日光市野門集会所	野門 191-1 番地	日光市野門集会所	野門 191-1 番地

ページ	現 行		変 更 後	
35	日光市日向集会所	日向 579 番地	日光市日向集会所	日向 579 番地
	日光市体験農業交流センター	湯西川 1156 番地	日光市体験農業交流センター	湯西川 1156 番地
	川俣集会所	川俣 963 番地	川俣集会所	川俣 963 番地
	上栗山集会所	上栗山 197 番地 31	上栗山集会所	上栗山 197 番地 31
	土呂部集会所	土呂部 93 番地	土呂部集会所	土呂部 93 番地
	黒部集会所	黒部 208 番地	黒部集会所	黒部 208 番地
	大王集会所	日向 1477 番地	大王集会所	日向 1477 番地
	小穴集会所	日向 409 番地 1	小穴集会所	日向 409 番地 1
	戸中集会所	日向 694 番地	戸中集会所	日向 694 番地
	西川集会所	西川 115 番地 13	西川集会所	西川 115 番地 13
	湯西川下地区集会所	湯西川 168 番地 7	湯西川下地区集会所	湯西川 168 番地 7
	湯西川上集会所	湯西川 1431 番地	湯西川上集会所	湯西川 1431 番地
	_____	_____	<u>安川町地下道（栃木県管理）</u>	<u>安川町 5 番地 1</u>
	_____	_____	<u>安良沢地下道（栃木県管理）</u>	<u>安良沢町 1752 番地 17</u>
	_____	_____	<u>清滝地下道（栃木県管理）</u>	<u>細尾町 406 番地</u>
資料 6 略	資料 7 栃木県火災・災害即報要領	資料 6 略	資料 7 栃木県火災・災害即報要領	
	栃木県火災・災害等即報要領		栃木県火災・災害等即報要領	
第 1 総 則	1 趣 旨	第 1 総 則	1 趣 旨	
この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。	2 火災・災害等の定義	この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。	2 火災・災害等の定義	
「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。 なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定		「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。 なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定		

ページ	現 行	変 更 後
	<p>めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。</p> <p>3 報告手続</p> <p>(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。</p> <p>ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。</p> <p>(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合 _____ は、原則として当該災害が発生した _____ 地域の属する市町が <u>災害に関する即報を _____ 県へ報告</u> するものとする。</p> <p>(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を _____ 消防庁へ報告するものとする。</p> <p>(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第<u>一</u>報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市</p>	<p>めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。</p> <p>3 報告手続</p> <p>(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。</p> <p>ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。</p> <p>(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合 <u>(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)</u> には、原則として当該災害が発生し、<u>又はそのおそれがある</u>地域の属する市町は、<u>災害に関する即報について県へ報告</u>をするものとする。</p> <p>(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報<u>について</u>消防庁へ報告をするものとする。</p> <p>(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第<u>1</u>報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市</p>



ページ	現 行	変 更 後
	<p>確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。 また、電話による報告も認められるものとする。</p> <hr/> <p>(1) 様式</p> <p>ア 火災即報・・・・・・・・第1号様式_____</p> <p>火災_____を対象とする。<u>(爆発を除く。)</u></p> <hr/> <hr/> <p>イ <u>特定の事故即報・・・・・・・・第2号様式</u></p> <p>特定の事故(危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故)を対象とする。</p> <p>ウ 救急・救助事故_____等即報・・・・・・・・第3号様式</p> <p>救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態_____を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う_____救急事故・救助事故については_____省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。</p> <p>エ 災害即報・・・・・・・・第4号様式 <u>(その1・その2)</u></p> <p>災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの_____即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。</p>	<p>が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。</p> <hr/> <p>(1) 様式</p> <p>ア 火災等即報・・・・・・・・第1号様式<u>及び第2号様式</u></p> <p>火災<u>及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)</u>を対象とする。_____</p> <p>特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。</p> <p>なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。</p> <hr/> <hr/> <p>イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・・・第3号様式</p> <p>救急事故<u>及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態</u>における災害を対象とする。なお、<u>火災等</u>即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等_____については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。</p> <p>ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式_____</p> <p>災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、<u>ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等</u>即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>(2) 画像情報の送信</p> <p>防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。</p> <p>ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等</p> <p>イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等</p> <p>ウ 報道機関に_____取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等_____</p> <p>エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの</p> <p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(1) _____「第2 即報基準」____「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か_____迷う場合__は、できる限り広く報告__するものとする。</p> <p>(2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) 画像情報の送信</p> <p>防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。</p> <p>ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等</p> <p>イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等</p> <p>ウ 報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（<u>テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの</p> <p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(1) <u>市町又は消防本部は、</u>「第2 即報基準」<u>又は</u>「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か<u>判断に迷う場合には</u>、できる限り広く報告<u>を</u>するものとする。</p> <p>(2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。</p> <p><u>また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等</u>にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の</p>

ページ	現 行	変 更 後
36	<p>_____</p> <p>(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等_____と密接な連絡を保つものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。</p> <p>(5) 市町又は消防本部が県に報告_____できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告__するものとする。</p> <p>(6) _____(1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合__は、その状況を市町又は消防本部は_____直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。</p> <p>(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。</p> <p>(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。</p> <p>第2 即報基準</p> <p>火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。</p> <p>1 火災即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>火災__即報については、次のような人的被害を生じた火災_____</p>	<p><u>把握に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等<u>関係機関</u>と密接な連携を保つものとする。</p> <p><u>特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。</u></p> <p>(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。</p> <p>(5) 市町又は消防本部は、<u>県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。</u></p> <p>(6) <u>上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、_____市町又は消防本部はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。</u></p> <p>(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。</p> <p>(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。</p> <p>第2 即報基準</p> <p>火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。</p> <p>1 火災等即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>火災<u>等</u>即報については、次のような人的被害を生じた火災<u>及び</u></p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>____ (該当するおそれがある場合を含む。) __について報告__すること。</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの</p> <p>イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>____</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>次の火災____については____(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告__すること。</p> <p>ア 建物火災</p> <p>____</p> <p>(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災</p> <p>(イ) 高層建築物の11階以上____、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの</p> <p>(ウ) _____国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災</p> <p>____</p> <p>(エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災</p> <p>____</p> <p>(オ) 損害額1億円以上と推定される火災</p> <p>(カ) 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)</p> <p>イ 林野火災</p> <p>(ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの</p>	<p>事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告<u>を</u>すること。</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの</p> <p>イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>ウ <u>自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></p> <p>(2) 個別基準</p> <p>次の火災<u>及び事故</u>については、<u>上記</u>(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告<u>を</u>すること。</p> <p>ア ____火災</p> <p>(ア) <u>建物火災</u></p> <p>(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災</p> <p>(b) 高層建築物の11階以上<u>の階</u>、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの</p> <p>(c) <u>大使館・領事館及び国指定重要文化財</u> _____の火災</p> <p>(d) <u>特定違反対象物の火災</u></p> <p>(e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災</p> <p>(f) <u>他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災</u></p> <p>(g) 損害額1億円以上と推定される火災</p> <p>(h) 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)</p> <p>(イ) 林野火災</p> <p>(a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>(イ) 空中消火を要請又は実施したもの</p> <p>(ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある<u>等社会的影響度が高い</u>もの</p> <p>(エ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの</p> <p>ウ 交通機関の火災</p> <p><u>船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの</u></p> <p>(ア) 航空機火災</p> <p>(イ) <u>社会的影響度が高い船舶火災</u></p> <p>(ウ) トンネル内車両火災</p> <p>(エ) 列車火災</p> <p>エ その他</p> <p>以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等<u>消防上特に参考となるもの</u></p> <p>(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</p> <p>_____</p>	<p>(b) 空中消火を要請又は実施したもの</p> <p>(c) 住宅等へ延焼するおそれがある_____もの</p> <p>(d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの</p> <p><u>(ウ) 交通機関の火災</u></p> <p>_____</p> <p>(a) 航空機火災</p> <p>(b) <u>船舶火災であって社会的影響度の高いもの</u></p> <p>(c) トンネル内車両火災</p> <p>(d) 列車火災</p> <p><u>(エ) その他</u></p> <p>以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等_____</p> <p>(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</p> <p><u>イ 危険物等に係る事故</u></p> <p><u>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの</u></p> <p><u>(イ) 負傷者が5名以上発生したもの</u></p> <p><u>(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの</u></p> <p><u>(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</u></p> <p><u>(オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故</u></p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>(1)一般基準_(2)個別基準に該当しない火災_____であっても、報道機関に_____取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合_は報告すること。</p> <p>(例示) 施設等で多数の人が避難したもの</p> <p>2 特定の事故即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの</p> <p>イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであって</p>	<p>(カ) <u>高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</u></p> <p>ウ <u>原子力災害等</u></p> <p>(ア) <u>放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものと及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</u></p> <p>(イ) <u>放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</u></p> <p>エ <u>その他特定の事故</u></p> <p><u>可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</u></p> <p>オ <u>消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</u></p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>(1)一般基準_(2)個別基準に該当しない火災・<u>事故</u>であっても、報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合<u>には</u>報告すること。</p> <p>(例示) 施設等で多数の人が避難したもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>



ページ	現 行	変 更 後
38	<p>(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。</p> <p><u>3</u> 救急・救助事故即報</p> <p>救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。</p> <p>(1) 死者5人以上の救急事故</p> <p>(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</p> <p>(3) 要救助者が5人以上の救助事故</p> <p>(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) _____ その他報道機関に_____取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）</p> <p>(例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> <li>・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故</li> </ul> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定又は多数の人が利用する建築物及び_____施設における設備等で_____発生した救急・救助事故</li> <li>・全国的に流通している食品の摂取又は製品_利用による事故で、他の地域でも_____同様の事案が発生する可能性</li> </ul>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2</u> 救急・救助事故即報</p> <p>救急・救助事故_____については、次_____に該当する事故_____（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>(1) 死者5人以上の救急事故</p> <p>(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</p> <p>(3) 要救助者が5人以上の救助事故</p> <p>(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上_____の救助事故</p> <p>(5) <u>消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故</u></p> <p>(6) <u>消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</u></p> <p>(7) <u>自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></p> <p>(8) <u>上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）</u></p> <p>(例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ハイジャック_____による救急・救助事故</li> </ul> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定又は多数の者が利用する建築物及び<u>遊戯施設</u>における設備等において発生した救急・救助事故</li> <li>・全国的に流通している食品の摂取又は製品<u>の</u>利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性</li> </ul>

ページ	現 行	変 更 後
38	<p>があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</p> <p><u>4 武力攻撃災害__即報</u></p> <p>次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、<u>上記3と同様式を用いて報告__</u>すること。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）<u>第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</u></p> <p>(2) <u>武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態_____、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態</u></p> <p><u>5 災害即報</u></p> <p>災害即報については、次の基準に該当する<u>もの</u>（該当するおそれがある場合を含む。）について報告__すること。</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>イ 市町が災害対策本部を設置したもの</p> <p>ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの</p>	<p>があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</p> <p><u>3 武力攻撃災害等即報</u></p> <p><u>武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について_____報告を</u>すること。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。<u>以下「国民保護法」という。</u>）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>(2) _____ <u>国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害</u></p> <p><u>4 災害即報</u></p> <p>災害即報については、次の基準に該当する<u>災害</u>（該当するおそれがある場合を含む。）について報告<u>を</u>すること。</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>イ 市町が災害対策本部を設置したもの</p> <p>ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>(例示) 台風、豪雨、豪雪</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 地震</p> <p><u>地震が発生し、当該市町の区域内で震度4以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)</u></p> <p>イ 風水害</p> <p>(ア) 崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的____又は住家被害が生じたもの</p> <p>(イ) _____河川の溢水・破堤の決壊等により、人的____又は住家被害が生じたもの</p> <p>(ウ) 台風・豪雨により、人的____又は住家被害が生じたもの</p> <p>(エ) 突風、竜巻等_____により、人的____又は住家被害が生じたもの</p> <p>ウ 雪害</p> <p>(ア) _____雪崩等により、人的____又は住家被害が生じたもの</p> <p>(イ) _____道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの</p> <p>エ 火山災害</p> <p>(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表され、<u>入山規制又は通行規制等を行ったもの</u></p>	<p>(例示) 台風、豪雨、豪雪</p> <p><u>エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</u></p> <p><u>オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></p> <p>(2) 個別基準</p> <p><u>次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。</u></p> <p>ア 地震</p> <p><u>(ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの</u></p> <p><u>(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの</u></p> <p>イ 風水害</p> <p>(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、<u>人的被害又は住家被害を生じたもの</u></p> <p>(イ) <u>洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u></p> <p>(ウ) 台風、豪雨により、<u>人的被害又は住家被害を生じたもの</u></p> <p>(エ) <u>強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u></p> <p>ウ 雪害</p> <p>(ア) <u>積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u></p> <p>(イ) <u>積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの</u></p> <p>エ 火山災害</p> <p>(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表された<u>もの</u></p>

ページ	現 行	変 更 後
39	<p>(イ) 火山の噴火により、人的<u>  </u>又は住家被害が生じたもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>(1) 一般基準<u>  </u>(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に<u>  </u>取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合<u>  </u>は報告<u>  </u>すること。</p> <p>第3 直接即報基準</p> <p>市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。</p> <p>1 火災<u>  </u>即報</p> <p>(1) 交通機関の火災</p> <p>第2の1<u>  </u>(2) <u>  </u>ウに同じ。</p> <p><u>(2) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</u></p> <p>2 <u>特定の事故即報</u></p> <p>(1) 危険物等に係る事故</p> <p>ア 第2の2<u>  </u>(2) <u>  </u>ア<u>  </u>(ア)<u>  </u>(イ)に同じ</p> <p>イ 危険物等を貯蔵し<u>  </u>又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で<u>  </u>500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>ウ 危険物等を貯蔵し<u>  </u>又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <p>(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</p> <p>(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物<u>  </u>の漏えい等</p> <p>エ 市街地又は高速道路<u>  </u>等におけるタンクローリー<u>  </u>事故<u>  </u>等に</p>	<p>(イ) 火山の噴火により、人的<u>被害</u>又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>(1) 一般基準<u>  </u>(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合<u>には報告を</u>すること。</p> <p>第3 直接即報基準</p> <p>市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。</p> <p>1 火災<u>等</u>即報</p> <p>(1) 交通機関の火災</p> <p>第2の1<u>の(2)のアの(ウ)</u>に同じ。</p> <p><u>  </u></p> <p>(2) 危険物等に係る事故</p> <p>ア 第2の1<u>の(2)のイの(ア)</u>、<u>  </u>(イ)に同じ</p> <p>イ 危険物等を貯蔵し<u>  </u>又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で<u>  </u>500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>ウ 危険物等を貯蔵し<u>  </u>又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <p>(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</p> <p>(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物<u>等</u>の漏えい等</p> <p>エ 市街地又は高速道路<u>上</u>等におけるタンクローリー<u>の事故</u>に</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>オ 市街地又は高速道路で_____発生したタンクローリー火災</p> <p>(2) 原子力災害等 第2の2(2)イに同じ。</p> <hr/> <p>(3) 爆発・異臭等の事故で____、報道機関に_____取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)</p> <p><u>3</u> 救急・救助事故等即報 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>(1) 列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>(2) バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>(5) その他報道機関に_____取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p> <p><u>4</u> 武力攻撃災害_____ 第2の4(1)(2)に同じ。</p> <p><u>5</u> 災害即報</p> <p>(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものの(被害の有無を問わない。)</p> <p>(2) 第2の5(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じた</p>	<p>伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p> <p>(3) 原子力災害等 第2の1の(2)のウに同じ。</p> <p>(4) <u>ホテル、病院、映画館、百貨店</u>において発生した火災</p> <p>(5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)</p> <p><u>2</u> 救急・救助事故即報 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>(2) バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>(3) ハイジャック_____による救急・救助事故</p> <p>(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p> <p><u>3</u> 武力攻撃災害等即報 第2の3の(1)(2)に同じ。</p> <p><u>4</u> 災害即報</p> <p>(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものの(被害の有無を問わない。)</p> <p>(2) 第2の4(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じた</p>

ページ	現 行	変 更 後
39	<p>もの</p> <p>第4 記入要領</p> <p>第1号・第2号・第3号・第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。</p> <p>&lt;火災即報&gt;</p> <p>1 第1号様式（火災）</p> <p>(1) 火災種別</p> <p>火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 消防活動状況</p> <p>当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。</p> <p>(3) 救急・救助活動状況</p> <p>報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）</p> <p>(4) 災害対策本部等の設置状況</p> <p>当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。</p> <p>(5) その他参考事項</p> <p>次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。</p>	<p>もの</p> <p>第4 記入要領</p> <p>第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。</p> <p>&lt;火災等即報&gt;</p> <p>1 第1号様式（火災）</p> <p>(1) 火災種別</p> <p>「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 消防活動状況</p> <p>当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。</p> <p>(3) 救急・救助活動状況</p> <p>報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）</p> <p>(4) 災害対策本部等の設置状況</p> <p>当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。</p> <p>(5) その他参考事項</p> <p>次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>ア 死者3人以上生じた火災</p> <p>(ア) 死者が生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要</p> <p>a 建物等の用途、構造及び<u>環境</u></p> <p>b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・<u>      </u>予防査察の経過</p> <p>(イ) 火災の状況</p> <p>a 発見及び通報<u>  </u>状況</p> <p>b 避難<u>  </u>状況</p> <p>イ 建物火災で個別基準の(オ) <u>      </u>又は(カ) <u>                    </u>に該当する火災</p> <p>(ア) 発見及び通報<u>  </u>状況</p> <p>(イ) 延焼拡大の理由</p> <p>a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他</p> <p>(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称</p> <p>(エ) り災者の避難保護<u>  </u>状況</p> <p>(オ) 市町及び消防本部の応急対策<u>  </u>状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)</p> <p>ウ 林野火災</p> <p>(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)</p> <p>※必要に応じて図面を添付する。</p> <p>(イ) 林野<u>  </u>植生</p> <p>(ウ) 自衛隊<u>  </u>派遣要請、出動状況</p> <p>(エ) 空中消火<u>  </u>実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)</p>	<p>ア 死者3人以上生じた火災</p> <p>(ア) 死者を<u>  </u>生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要</p> <p>a 建物等の用途、構造及び<u>周囲</u>の状況</p> <p>b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況<u>並びに</u>予防査察の経過</p> <p>(イ) 火災の状況</p> <p>a 発見及び通報<u>  </u>の状況</p> <p>b 避難<u>  </u>の状況</p> <p>イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)の<u>いずれかに</u>該当する火災</p> <p>(ア) 発見及び通報<u>  </u>の状況</p> <p>(イ) 延焼拡大の理由</p> <p>a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他</p> <p>(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称</p> <p>(エ) り災者の避難保護<u>  </u>の状況</p> <p>(オ) 市町及び消防本部の応急対策<u>  </u>の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)</p> <p>ウ 林野火災</p> <p>(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)</p> <p>※必要に応じて図面を添付する。</p> <p>(イ) 林野<u>  </u>の植生</p> <p>(ウ) 自衛隊<u>  </u>の派遣要請、出動状況</p> <p>(エ) 空中消火<u>  </u>の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>エ 交通機関の火災</p> <p>(7) 車両、船舶、航空機等の概要</p> <p>(イ) 焼損状況、焼損程度</p> <p>&lt;特定の事故即報&gt;</p> <p>2 第2号様式(特定の事故)</p> <p>(1) 事故名(表頭)及び事故種別</p> <p>特定__事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中__該当する____記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 事業所名</p> <p>「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように__事業所の名称__すべてを記入すること。</p> <p>(3) 覚知日時及び発見日時</p> <p>「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時__、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。</p> <p>(4) 物質__区分及び物質名</p> <p>事故の発端となった物質で、欄中__該当する____記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。</p> <p>なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物の__場合__は、危険物の類別及び品名も____記入すること。</p> <p>(5) 施設の区分</p> <p>欄中__該当する____記号を○で囲むこと。</p> <p>(6) 施設の概要</p> <p>「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。</p> <p>なお、当該施設が危険物施設である場合__は、危険物施設の区</p>	<p>エ 交通機関の火災</p> <p>(7) 車両、船舶、航空機等の概要</p> <p>(イ) 焼損状況、焼損程度</p> <hr/> <p>2 第2号様式(特定の事故)</p> <p>(1) 事故名(表頭)及び事故種別</p> <p>特定<u>の</u>事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、<u>該当するものの</u>記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 事業所名</p> <p>「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、<u>事業所の名称の</u>すべてを記入すること。</p> <p>(3) 覚知日時及び発見日時</p> <p>「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時<u>を</u>、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。</p> <p>(4) 物質<u>の</u>区分及び物質名</p> <p>事故の発端となった物質で、欄中、<u>該当するもの</u>の記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。</p> <p>なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物<u>である場合には</u>、危険物の類別及び品名<u>について</u>記入すること。</p> <p>(5) 施設の区分</p> <p>欄中、<u>該当するもの</u>の記号を○で囲むこと。</p> <p>(6) 施設の概要</p> <p>「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。</p> <p>なお、当該施設が危険物施設である場合<u>には</u>、危険物施設の区</p>

ページ	現 行	変 更 後
41	<p>分（製造所等の別） _____ も記入すること。</p> <p>(7) 事故の概要 事故発生に至る経緯、態様、被害__状況等を記入すること。</p> <p>(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況 防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、_____市町の応急対策状況を記入すること。また、他__消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動__状況_____も記入すること。</p> <p>(9) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合__は、その設置及び解散__日時を____記入すること。</p> <p>(10) その他参考事項 以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。 (例示) 自衛隊派遣要請、出動状況</p> <p>(11) 原子力災害等の場合 ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。 イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。 ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。</p> <p>&lt;救急・救助事故 _____等即報&gt;</p> <p>3 第3号様式（救急・救助事故 _____等）</p> <p>(1) 事故災害種別 「事故災害種別」の欄中__該当する_____記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 事故等の概要</p>	<p>分（製造所等の別） <u>についても</u> 記入すること。</p> <p>(7) 事故の概要 事故発生に至る経緯、態様、被害<u>の</u>状況等を記入すること。</p> <p>(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況 防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況<u>並びに</u>市町の応急対策状況を記入すること。また、他<u>の</u>消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動<u>の状況についても</u> 記入すること。</p> <p>(9) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び<u>廃止の日時について</u> 記入すること。</p> <p>(10) その他参考事項 以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。 (例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況</p> <p>(11) 原子力災害等の場合 ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。 イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。 ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。</p> <p>&lt;救急・救助事故・武力攻撃災害等即報&gt;</p> <p>3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）</p> <p>(1) 事故災害種別 「事故災害種別」の欄中、<u>該当するもの</u>の記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 事故等の概要</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。</p> <p>(3) 死傷者等</p> <p>ア 「<u>負傷者等</u>」には急病人等を含む。</p> <p>イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。</p> <p>(4) 救助活動の要否</p> <p>救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。</p> <p>(5) 要救護者数（見込）</p> <p>救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。</p> <p>また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。</p> <p>(6) 消防・救急・救助活動の状況</p> <p>出動した_____救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動_状況_____も記入すること。</p> <p>(7) 災害対策本部等の設置状況</p> <p>当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合_は、その設置及び解散_日時を_____ _記入すること。</p> <p>(8) その他参考事項</p> <p>以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。</p> <p>（例示）・市町、その他関係機関の活動状況</p>	<p>「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。</p> <p>(3) 死傷者等</p> <p>ア 「<u>死傷者等</u>」には急病人等を含む。</p> <p>イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。</p> <p>(4) 救助活動の要否</p> <p>救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。</p> <p>(5) 要救護者数（見込）</p> <p>救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。</p> <p>また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。</p> <p>(6) 消防・救急・救助活動の状況</p> <p>出動した<u>消防隊</u>、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動の状況について_記入すること。</p> <p>(7) 災害対策本部等の設置状況</p> <p>当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>廃止の日時</u>について記入すること。</p> <p>(8) その他参考事項</p> <p>以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。</p> <p>（例示）・市町、その他関係機関の活動状況</p>

ページ	現 行	変 更 後
41	<p>・避難勧告____、指示____の____状況</p> <p>・避難所__設置状況</p> <p>・自衛隊__派遣要請、出動状況</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>&lt;災害即報&gt;</p> <p>4 第4号様式</p> <p>(1) 第4様式__その1_ (災害概況即報)</p> <p>災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、 __災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例 えば、地震時の第__報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報 告する場合）は本様式を用いること。</p> <p>ア 災害の概況</p> <p>(ア) 発生場所・____日時</p> <p>当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入す ること。</p> <p>(イ) 災害種別概況</p> <p>a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、 崖崩れ、地すべり、土石流等の概況</p> <p>b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖 崩れ等の概況</p> <p>c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況</p> <p>d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山 弾、火山灰等の概況</p>	<p>・避難指示（緊急）、避難勧告の発令状況</p> <p>・避難所__設置状況</p> <p>・自衛隊__派遣要請、出動状況</p> <p>・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）</p> <p>・被害の要因（人為的なもの）</p> <p>不審物（爆発物）の有無</p> <p>立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）</p> <p>&lt;災害即報&gt;</p> <p>4 第4号様式</p> <p>(1) 第4号様式__（その1）（災害概況即報）</p> <p>災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、 __や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例 えば、地震時の第__報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報 告する場合）は本様式を用いること。</p> <p>ア 災害の概況</p> <p>(ア) 発生場所・__発生日時</p> <p>当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入す ること。</p> <p>(イ) 災害種別概況</p> <p>a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、 崖崩れ、地すべり、土石流等の概況</p> <p>b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖 崩れ等の概況</p> <p>c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況</p> <p>d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山 弾、火山灰等の概況</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>e その他これらに類する災害の概況</p> <p>イ 被害の状況</p> <p>当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に_____記入すること。<u>その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 応急対策の状況</p> <p>_____当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等_____を設置した場合は、その設置及び解散_日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。</p> <p><u>なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。</u></p> <p><u>(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況</u></p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>_____・避難勧告、指示の状況</li> <li>_____・避難所設置状況</li> <li>_____・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況</li> <li>_____・自衛隊派遣要請、出動状況</li> </ul> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>e その他これらに類する災害の概況</p> <p>イ 被害の状況</p> <p>当該災害により生じた被害の状況について、判明している<u>人的被害及び住家被害に重点を置いて</u>記入すること。_____</p> <p>_____</p> <p><u>119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部から消防庁に直接報告をする際に記入すること。</u></p> <p><u>なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。</u></p> <p>ウ 応急対策の状況</p> <p><u>(ア)</u> 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び<u>廃止</u>の日時を記入する_____こと。</p> <p><u>なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。</u></p> <p><u>また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。</u></p> <p><u>(イ)</u> 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲</p>



ページ	現 行	変 更 後
	<p><u>備考</u> 欄には次の事項を記入すること。</p> <p>(ア) 災害__発生場所 被害の生じた市町__又は地域名</p> <p>(イ) 災害__発生日時 被害の生じた日時又は期間</p> <p>(ウ) 災害の種類、概況 台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等</p> <p>(エ) 応急対策の状況 <u>市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。</u> <u>なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。</u></p> <hr/> <p><u>(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>_____<u>・避難勧告、指示の状況</u></li> <li>_____<u>・避難所設置状況</u></li> <li>_____<u>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況</u></li> <li>_____<u>・自衛隊派遣要請、出動状況</u></li> <li>_____<u>・災害ボランティア活動状況</u></li> </ul> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。</p> <p>この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。</p> <p>この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。</p> <p>この要領は、平成12年 2月15日から施行する。</p>	<p><u>災害の概況欄</u>には次の事項を記入すること。</p> <p>(ア) 災害<u>の</u>発生場所 被害を生じた市町<u>名</u>又は地域名</p> <p>(イ) 災害<u>の</u>発生日時 被害を生じた日時又は期間</p> <p>(ウ) 災害の種類、概況 台風、<u>豪雨</u>、<u>豪雪</u>、<u>洪水</u>、<u>地震</u>等の種別、災害の経過、<u>今後</u>の見通し等</p> <p>(エ) 応急対策の状況 <u>消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。</u></p> <p><u>また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。</p> <p>この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。</p> <p>この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。</p> <p>この要領は、平成12年 2月15日から施行する。</p>

ページ	現 行	変 更 後
	<p>この要領は、平成12年12月 1日から施行する。  この要領は、平成15年 6月27日から施行する。  この要領は、平成15年10月15日から施行する。  この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。  この要領は、平成16年11月 1日から施行する。  この要領は、平成18年 3月20日から施行する。  この要領は、平成19年 3月31日から施行する。  この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。  この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。  この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。  この要領は、平成21年 3月23日から施行する。  この要領は、平成22年 3月29日から施行する。  この要領は、平成24年 3月30日から施行する。  この要領は、平成24年 5月31日から施行する。  この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。</p> <hr/>	<p>この要領は、平成12年12月 1日から施行する。  この要領は、平成15年 6月27日から施行する。  この要領は、平成15年10月15日から施行する。  この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。  この要領は、平成16年11月 1日から施行する。  この要領は、平成18年 3月20日から施行する。  この要領は、平成19年 3月31日から施行する。  この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。  この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。  この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。  この要領は、平成21年 3月23日から施行する。  この要領は、平成22年 3月29日から施行する。  この要領は、平成24年 3月30日から施行する。  この要領は、平成24年 5月31日から施行する。  この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。  <u>この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。</u></p>